

令和6年8月7日 公告

令和6年度大阪港港湾区域内底質調査(分析)業務委託

仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 p.1 第2項業務 1. 分析項目及び計量方法 含有量試験 「水銀又はその化合物」の計量方法	昭和46年環境庁告示第59号付表1	昭和46年環境庁告示第59号付表2
特記仕様書 p.2 溶出試験 「クロロエチレン」の計量方法	平成9年環境庁告示第10号付表2	平成9年環境庁告示第10号付表第1又は第2
特記仕様書 p.2 溶出試験 「シアン化合物」の計量方法	JIS-K0102 38 ただし、38.1.1は除く	JIS-K0102 38ただし、38.1.1は除く、又は昭和46年環境庁告示第59号付表1



## 特 記 仕 様 書

### 第1項 総 則

#### 1. 一般事項

「大阪港港湾業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法について」（<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>）を参照すること。

### 第2項 業 務

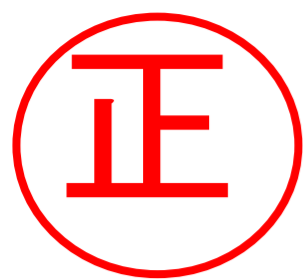
#### 1. 分析項目及び計量方法

分析項目及び計量方法については、下表のとおりとする。

##### 含有量試験

分析項目	計量方法
カドミウム及びその化合物	JIS-K-0102 55
六価クロム化合物	JIS-K-0102 65.2
シアン化合物	JIS-K-0102 38ただし、38.1は除く
水銀又はその化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表1
セレン及びその化合物	JIS-K-0102 67.2または67.3
鉛及びその化合物	JIS-K-0102 54
砒素及びその化合物	JIS-K-0102 61
ふっ素及びその化合物	JIS-K-0102 34.1、34.4又は34.1c及び昭和46年環境庁告示第59号付表7
ほう素及びその化合物	JIS-K-0102 47.1、47.3、47.4
PCB	底質調査方法Ⅱ.6.4.1
有機塩素化合物	昭和48年環境庁告示14号別表第1
ダイオキシン類	令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」
熟しゃく減量	昭和52年環整第95号別紙2のⅡ
油分（n-ヘキサン抽出物質）	昭和49年環境庁告示64号付表4

以上14項目



## 特 記 仕 様 書

### 第1項 総 則

#### 1. 一般事項

「大阪港港湾業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書(仕様書)等の入手方法について」(<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>)を参照すること。

### 第2項 業 務

#### 1. 分析項目及び計量方法

分析項目及び計量方法については、下表のとおりとする。

##### 含有量試験

分析項目	計量方法
カドミウム及びその化合物	JIS-K-0102 55
六価クロム化合物	JIS-K-0102 65.2
シアン化合物	JIS-K-0102 38ただし、38.1は除く
水銀又はその化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	JIS-K-0102 67.2または67.3
鉛及びその化合物	JIS-K-0102 54
砒素及びその化合物	JIS-K-0102 61
ふっ素及びその化合物	JIS-K-0102 34.1、34.4又は34.1c及び昭和46年環境庁告示第59号付表7
ほう素及びその化合物	JIS-K-0102 47.1、47.3、47.4
PCB	底質調査方法Ⅱ.6.4.1
有機塩素化合物	昭和48年環境庁告示14号別表第1
ダイオキシン類	令和4年3月環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」
熱しゃく減量	昭和52年環整第95号別紙2のⅡ
油分(n-ヘキサン抽出物質)	昭和49年環境庁告示64号付表4

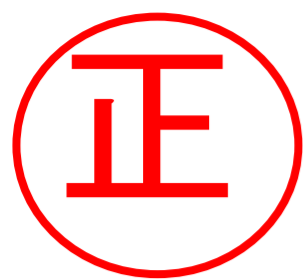
以上14項目



溶出試験

分析項目	計量方法
四塩化炭素	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,3-ジクロロプロペン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
ベンゼン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表2
カドミウム又はその化合物	JIS-K-0102 55
六価クロム化合物	JIS-K-0102 65.2
シアン化合物	JIS-K-0102 38ただし、38.1.1は除く
水銀又はその化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3
セレン又はその化合物	JIS-K-0102 67.2又は67.3
鉛又はその化合物	JIS-K-0102 54
砒素又はその化合物	JIS-K-0102 61
ふっ素及びその化合物	JIS-K-0102 34.1、34.4又は昭和46年環境庁告示第59号付表6
ほう素及びその化合物	JIS-K-0102 47.1、47.3、47.4
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4
有機りん化合物	昭和49年環境庁告示第64号付表1又はJIS-K-0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては昭和49年環境庁告示第64号付表2)
銅又はその化合物	JIS-K-0102 52
亜鉛又はその化合物	JIS-K-0102 53
ベリリウム又はその化合物	昭和48年環境庁告示13号別表7
クロム又はその化合物	JIS-K-0102 65.1
ニッケル又はその化合物	JIS-K-0102 59
バナジウム又はその化合物	JIS-K-0102 70
1,4 ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8
ダイオキシン類	昭和46年環境庁告示第14号

以上35項目



溶出試験

分析項目	計量方法
四塩化炭素	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,3-ジクロロプロペン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.1
ジクロロメタン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
テトラクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,1-トリクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	JIS-K-0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
ベンゼン	JIS-K-0125 5.1、5.2又は5.3.2
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表第1又は第2
カドミウム又はその化合物	JIS-K-0102 55
六価クロム化合物	JIS-K-0102 65.2
シアン化合物	JIS-K0102 38 ただし、38.1.1は除く、又は昭和46年環境庁告示第59号付表1
水銀又はその化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁公示第64号付表3
セレン又はその化合物	JIS-K-0102 67.2又は67.3
鉛又はその化合物	JIS-K-0102 54
砒素又はその化合物	JIS-K-0102 61
ふっ素及びその化合物	JIS-K-0102 34.1、34.4又は昭和46年環境庁告示第59号付表6
ほう素及びその化合物	JIS-K-0102 47.1、47.3、47.4
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4
有機りん化合物	昭和49年環境庁告示64号付表1又はJIS-K-0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては昭和49年環境庁告示第64号付表2)
銅又はその化合物	JIS-K-0102 52
亜鉛又はその化合物	JIS-K-0102 53
バリリウム又はその化合物	昭和48年環境庁告示13号別表7
クロム又はその化合物	JIS-K-0102 65.1
ニッケル又はその化合物	JIS-K-0102 59
バナジウム又はその化合物	JIS-K-0102 70
1,4 ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8
ダイオキシン類	昭和46年環境庁告示第14号

以上35項目